平成２４年（フ）第２４２号
栃木県鹿沼市緑町１丁目２番５号グリーンヒルズ307、開始決定時の住所栃木県鹿沼市栄町２丁目７番地４
破産者　木村　真治
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４２号
栃木県宇都宮市野沢町４番地２　わかくさ109、前住所神奈川県川崎市高津区末長276番地７　ヒルズすえなが310
破産者　斎藤　　薫（旧姓荒牧）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市岩曽町1207番地　ヴィラ・セラヴィ岩曽203、開始決定時の住所栃木県日光市板橋1883番地69
破産者　大福根　満
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５２号
栃木県宇都宮市御幸町60番地７
破産者　有限会社寺崎青果
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５３号
栃木県宇都宮市峰２丁目２番８号　北ウイングマンション105、前住所栃木県宇都宮市御幸町60番地７
破産者　寺崎　　一
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市峰２丁目２番８号　北ウイングマンション105、前住所栃木県宇都宮市御幸町60番地７
破産者　寺崎　　暁
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５２号
埼玉県春日部市東中野45番地５
破産者　庄和工業団地協同組合
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
静岡県駿東郡清水町徳倉963番地の１
破産者　有限会社トノオカ水産
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
三重県鈴鹿市郡山町1744番地
破産者　仁建設有限会社
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７１号
三重県鈴鹿市長太栄町４丁目22番33号
破産者　アシストこと　服部　直樹
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県宍粟市一宮町杉田95番地
破産者　有限会社陽成工業
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１１２７号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目30番15号
破産者　株式会社岡本採石造園
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７号
宮崎市大字富吉2568番地１
破産者　中角　英子（旧姓黒木）
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８３６号
東京都八王子市千人町１丁目12番５号原嶋ビルⅢ２Ｆ
破産者　中川　正広
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１００２号
横浜市中区野毛町３丁目160番地４
破産者　セゾンホーム株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６４号
横浜市中区北仲通４丁目45番地松島ビル１Ｆ
破産者　株式会社ファイツ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９１号
横浜市栄区桂町688番地１ライブマンション208号
破産者　有限会社ダイドウパック
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６７号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目32番21号
破産者　東横ネット株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６８号
岩手県盛岡市東緑が丘28番１号
破産者　山火物産有限会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３９号
山梨県笛吹市境川町小山664番地
破産者　有限会社国土測量
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２００号
長野県安曇野市豊科1018番地
破産者　豊科精機株式会社
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部